北海道立衛生研究所報投稿規程

北海道立衛生研究所報への投稿に関し必要な事項を定める.

1 投稿資格

投稿者は本所職員(職員であった者を含む.)に限る. ただし共著者はこの限りでない.

2 掲載する内容

北海道立衛生研究所において行った研究・調査の業績を、次の区分で掲載する。

(1) 総説 著者の研究成果を中心にまとめたものとする.

(2) 研究報告 有意義な新知見を含むものとする.

(3) 調査報告 調査結果をまとめたものとする.

(4) ノート (2)または(3)にまとめ得ないが、新知見や価値あるデータを含むものとする.

(5) 資料 (2)~(4)にまとめ得ないが、資料的価値があるもの.

(6) 他誌発表論文 過年度に学術論文誌に発表したものとする.

(7) 著書等 過年度に発行した著書,雑誌に発表した解説などとする.

(8) 報告書等 過年度に発行したものとする.

(9) 学会発表 過年度に学会に発表したものとする.

3 原稿の提出方法

原稿は、所属部長を経て所報編集委員会(以下「委員会」という.)に提出する.

4 原稿の審査等

原稿は委員会において審査し、採否及び掲載区分を決定する。また、必要に応じて内容の一部訂正あるいは検 討を求める場合がある。

5 原稿作成要領

原稿の作成要領は、委員会において別途定める.